

アンケートにご協力をよろしくお願いします

～生存困難な赤ちゃんの人工死産を選択されたお母様へ～

足立恵佳と申します。わたしは、妊婦健診のエコーをきっかけに、望んでいた第二子に複合的な臓器障害があることがわかり、医師から生存が困難であるとの説明を受けたため、悩んだ末に平成22年8月9日に妊娠18週で人工死産しました。

そして、その際に人工死産を選択せざるを得なかった母親を取り巻く法と現実との間に大きなギャップがあり、そのために妊婦が不要な精神的苦痛等をおっているという不合理を初めて実感し、そのことを法に携わっているものとして恥ずかしく感じました（まだ未熟ですが、わたしは弁護士です。）。

そこで、現在わたし自身が原告となって、国として人工死産に関する制度の見直しに着手して欲しいという気持ちを込めて、（負け戦は承知で）国を相手に訴訟を提起しています（東京地方裁判所民事第31部合議B係 平成24年（ワ）第17209号 国家賠償請求訴訟）。

しかし、残念ながら裁判所や国側の反応は「面倒だからはやくおわらせたい」というような印象であり、なかなか実質的な議論になりません。わたしの力不足によるものですが、このまま裁判所に審理を打ち切られてしまっただけでは国に対して問題解決の努力を促すという目的はまったく果たされなくなってしまいうため、現在、協力してくださる方を探しているところです。

今回こちらでアンケートをさせていただくのは、アンケートの結果を、法の建前と現実とにはギャップがあることを裁判所に示す証拠とするためです。わたし自身の経験だけでは、あくまで一つのケースに過ぎず説得力を持ちませんので、みなさまの経験を教えていただきたいのです。

たいへんお手数ですが、以下の質問事項をコピーアンドペーストしていただき、下記の連絡先メールアドレスまで回答をお送りいただけませんか。医師の説明に関しては、動揺やショックの中でこのことで正確な記憶は難しいと思いますので、そのようなときはむりに「はい」「いいえ」を選ばずに「記憶がない」を選択していただければけっこうです。どうぞよろしくお願いします。

また、もし関心をお持ちいただけましたら、裁判の傍聴等も大歓迎です（といっても、刑事裁判と異なり、民事裁判では書面のやりとりが主なのであまり見るべき盛り上がりはないのですが…）。ご連絡いただければ、裁判期日等をお知らせいたします。裁判のくわしい内容をお知りになりたい方には、訴状や準備書面を e メールでお送りしますので、こちらもお気軽にお申し出ください。ご連絡をお待ちしています。

東京さくら法律事務所 弁護士
足立 恵佳（あだち さとか）

アンケート内容

回答方法：以下のメールアドレスに問題をコピーペーストしてご回答ください。お手間をとらせて申し訳ございません。

メールアドレス：veritasvosliberabit@msn.com

注意：アンケートの文章には堕胎罪など、お気持ちにそぐわない表現も含まれております。ご容赦いただき、アンケートにお付き合いいただければ幸いです。

Q1；医師から、赤ちゃんにどのような障害がある旨の説明を受けましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q2；医師から、赤ちゃんに障害があることを理由とする人工死産は本来は違法である（堕胎罪という刑法上の犯罪である）旨の説明を受けましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q3；人工死産は、母体保護法上の「妊娠の継続又は分娩が…経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」に該当するとしてされましたか。（人工死産であれば、死産証書に「経済的理由」との記載があります。）

はい いいえ わからない

Q4；上記の「経済的理由」とは、具体的には、生活保護法の適用（生活扶助や医療扶助）を受けている者が妊娠した場合や、妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けることになるような場合をさす旨の説明を受けましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q5；医師から、現在生活扶助や医療扶助を受けているか、または、妊娠の継続または出産によって、生活保護の適用を受ける程度に生活が困窮するかについて、質問を受けましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q6；医師から、現在生活扶助や医療扶助を受けていることの証明書の提出を求められたり、家族構成や収入状況などについて質問を受けたりしましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q7；医師から、流産と異なり、経済的理由による人工死産は、保険の適用外である旨の説明を受けましたか。

はい いいえ 記憶がない 具体的な内容（任意） _____

Q8；現在の法制度では、堕胎罪は懲役1年以下の懲役と定められた犯罪であり、お腹の赤ちゃんにたとえ致命的な疾患があったとしてもこれは適用されることとされています。このことについて、どのように思われますか。どのような制度が望ましいと思いますか。

（私もまだ悩んでいるので、自由にお書きいただければ幸いです。）

以上です。お考えいただき、どうもありがとうございました。